

2020年4月24日

京都大学 総長 山極壽一 殿
総務担当理事 平井明成 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 駒 込 武

感染症対応にあたり特別休暇の柔軟な運用を求めます

日頃は京都大学の教育・研究・医療の発展にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。
さて、政府は4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発し、それに沿う形で本学でも、同日に「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる在宅勤務(テレワーク)について(通知)」(以後「在宅勤務通知」とする。)を通知され、在宅勤務を推進されています。当組合といたしましても、教職員の命と健康を守り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に収束させるためには、やむを得ない措置であると考えております。ただし、とりわけ非正規職員において危険を犯しても出勤するか、経済的な不利益を甘受するかという二者択一を迫られる傾向がありますので、以下の通り「新型コロナウイルス対応にかかる特別休暇(年次休暇以外の休暇)」(3月2日付総務部長通知)を柔軟に運用し、職員の安全を図ると同時に感染症の拡大を防ぐための条件を整えることを求めます。

①非常事態宣言下に通勤を見合わせざるをえない職員に対する特別休暇の適用

通勤途上の公共交通機関の利用による危険の度合は千差万別です。通勤途上で著しい危険に晒される恐れのある職員について、自己申告により非常事態宣言下の通勤見合わせを申請できるシステムを設けてください。部課長・各事務(部)長が、通勤事情をふまえてこの申請を受理した場合は、ローテーションではなく継続的な在宅勤務を優先的に割り当てる、あるいは、「京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程」第27条、および「京都大学時間雇用教職員就業規則」第46条に定める「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」により出勤が著しく困難な場合に相当するとみなして、有給の取扱にて「新型コロナウイルス対応にかかる特別休暇(年次休暇以外の休暇)」を認めてください。

②在宅勤務での対応が困難な職員に対する特別休暇の適用

在宅勤務にあたっては、監督者(事務部長、事務長、部課長等)の責任において在宅勤務中に取り組むべき仕事内容を明確化すると同時に、職場で必要とされる能力・資格を向上させるための研修を奨励してください。在宅勤務日に適さない仕事だから「年次休暇を申請するように」と指示される場合があるようですが、この場合の年次休暇は自己都合によるものではなく、感染症拡大防止のための補償措置として付与されるべきものです。したがって、年次休暇を申請せざるをえない場合には、一般の年次休暇ではなく「新型コロナウイルス対応にかかる特別休暇(年次休暇以外の休暇)」として取り扱うようにしてください。

以上

参考

○「京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程」

第 27 条(特別休暇の事由及び期間)

教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。

(16)地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間。

(17)地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

○「京都大学時間雇用教職員就業規則」第 46 条(年次休暇以外の休暇) の(4)(5)号「京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程」

第 46 条(年次休暇以外の休暇)

次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第 7 号に掲げる場合にあっては、6 月以上の契約期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者(1 週間の所定勤務日数が 2 日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で 1 年間の勤務日が 120 日以下である者を除く。))に限り、第 9 号に掲げる場合にあっては、別表第 3 に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、時間雇用教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間